

# 令和3年第8回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年8月11日（水） 午後1時30分から午後1時50分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員（19人）

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	3番	狩野 雅史
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫

4. 欠席委員（1人） 13番 中村 安秀

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第22号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について（利用権貸借）

日 程 第 6 議案 第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について（一括方式）

日 程 第 7 報告 第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号13番 中村委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和3年第8回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、2番 服部委員、3番 狩野委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号11番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号11番について説明します。内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。権利の種類は3条の有償移転となります。</p>
会長	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願ひします。</p>

事務局 ●●さんの経営面積は京田辺市で4, 554平方メートル。京田辺市農業委員会から適正に管理しているとの報告を受けています。今回の申請地については、現所有者の●●さんと一緒に耕作していくとのことでした。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 譲受人は不動産業を営んでおられますが、農業をされているのですか。

事務局 京田辺市において農地を所有されており適正に管理されているのを京田辺市農業委員会より確認しております。

会 長 申請人は京田辺市で農地を所有しており、下限面積も充当しております。申請地は農用地であり、転用が出来ない場所でもありますので農業されているのかを注視してゆきたいと考えております。

他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。

受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号9番について説明します。

土地の所在は、城陽市富野 現況地目は畑 面積1, 312平方メートルの内の1, 272平方メートル

賃貸借です。

貸付人は、城陽市富野 ●● ●●

借受人は、城陽市寺田 ●●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●。

市内不動産会社である●●●●●●●●●●が事業拡大に伴い自社建築用資材置場として土地を確保する必要があるためです。

場所は市街化調整区域であり、農業振興地域ではありません。

現況は畑です。西側、北側隣接は雑種地と転用済み地、東側、南側は道路です。

申請地の内、40㎡が平成23年に携帯電話基地局として転用済みのため、今回の農地転用面積から差し引いています

表土は砕石仕上げ、造成工事はありません。

雨水排水は地下浸透とします。汚水、生活雑排水はありません。

隣接農地はありません。

土木課からは今回の農地転用については事業の用地買収において、支障ないことを確認しています。

土木課からは

・当該箇所付近で交差点改良計画があるため協議願います。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように 対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

・市道に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。

等の意見が付されています。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●  
●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。7月30日に現地調査を実施しました。周辺に農地がないことから問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

事務局 事前協議の際に交差点改良にかかる協力の覚書を交わすよう進言がありましたが、資料1-6により、土木課からは申請地付近で交差点右折レーン設置改良計画があり、公安委員会との交差点形状を協議しており事業の用地買収の対象となる地権者には計画説明を行い理解は頂いているとのことです。しかしながら、現段階では予算的な裏付けが無いことから覚書を交わすことは出来ない。また、転用について用地買収には特に問題はないことを確認しております。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

- 会 長 日程第5、議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程し、受付番号28番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号28番について説明します。  
本案件は新規設定、使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。家族で農業経営をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)  
  
質疑がないので、採決に入ります。  
  
受付番号28番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)  
  
全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
- 会 長 日程第6、議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号9番について説明します。  
本案件は新規設定 使用貸借です。  
  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は、城陽市奈島 ●● ●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。茶栽培を中心に農業経営され、農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号10番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号10番について説明します。

本案件は新規設定 使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は、城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。家族で農業経営をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号11番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号11番について説明します。

本案件は新規設定 貸貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は、城陽市奈島 ●●●● ●●●●●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。父が他界されましたが、家族で農業経営をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第7、報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号22番から25番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号22番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号23番を説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市富野 ●● ●●●です。

事務局 続いて受付番号24番を説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、京田辺市東 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号25番を説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第8回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員